

## 福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和7年2月18日（火）午後2時～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館4階 第1会議室
- 3 出席者  
委員：安達辰典、此下美千雄、田辺喜代春、中川邦宏、天谷菜海、橋本恵美、茅田照代、三浦 麻  
事務局：吉村書記長、頼本書記長補佐、津田書記長補佐、児玉書記、手賀書記、小竹原書記、長島書記
- 4 欠席者  
委員：坂口奈美、田原大輔
- 5 農林水産部副部長（水産）あいさつ（略）
- 6 仮議長の選出
- 7 会長および会長代理の互選について
- 8 議事録署名委員：田辺喜代春、天谷菜海
- 9 議 事
  - (1) 諮問事項
    - ・福井県漁業調整規則の一部改正について
  - (2) 協議事項
    - ・コイの取扱いの制限に関する委員会指示について
  - (3) 報告事項
    - ・コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示におけるコクチバス処分案の変更について

(4) その他

・議事録署名委員指名

此下会長：それでは、議事を進めてまいります。

それでは、会長と代理を選任いただきましたので、議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。福井県内水面漁場管理委員会運営規程第12条の規定により、会長及び副会長の指名する出席委員のうち2名を指名することとなっております。

本日の署名委員は、田辺委員と天谷委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・福井県漁業調整規則の一部改正について

此下会長：それでは、議事に入ります。

諮問事項の福井県漁業調整規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは説明を始めます。

説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。次第、出席者名簿の次についております資料1という束を御覧ください。使用するの資料1の束です。もし私が説明している途中で該当する資料がなければ、遠慮なくおっしゃってください。

それでは内容に入らせていただきます。

今回、福井県漁業調整規則の一部改正という次第になっておりますが、まず一部改正の内容を説明する前に、福井県の漁業調整規則、いわゆる漁業調整規則について説明をさせていただきます。

資料としましては、まず福井県漁業調整規則の原本を今回資料として添付しております。資料1の一番後ろに白丸で福井県漁業調整規則と書かれた冊子、少し分厚くて下にページが書いてありまして、1ページから31ページまであります。この束について今回御説明しますので御覧ください。

福井県漁業調整規則は、「福井県漁業調整規則を公布する。」から目次、第1章と始まっていきます。第1条の目的にも記載しておりますが、この福井県漁業調整規則は、漁業法、水産資源保護法、その他漁業に関する法令に基づいて、福井県における水産資源の保護培養や漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展する

ことを目的とする規則で、農林水産大臣に認可されることで効力が発揮されるものです。

規則では、内水面並びに海面において守らなくてはならないルール、すなわち本来は自由に利用できる水面における制限が記載されております。この規則の中で言う内水面とは、水産動植物の採捕に際して、一般の公共用使用に供されている。ちょっと難しい言い方ですが、簡単に言うと、開放されている水面を指します。それを公共用水面と呼びますが、そこが問題になるのは私有地でも公有地でも、漁業権があってもなくても関係なく、不特定多数の人が利用できるかどうかというのが基準になっております。

例えばですが、柵などが特に設置されてなくて誰でも利用できる、多目的のため池や用水路は、この規則の内水面に関する部分の制約を受けます。内水面というのは、あくまでも不特定多数の人が利用できるかどうか、それに基づいてこの規則が制約を受けるかどうか判断されます。

福井県漁業調整規則自体の説明は今までしてきませんでしたので、内水面と委員会に関する条を抜粋して、簡単にですが説明していきたいと思っております。

まずは、この調整規則の中の第33条を御覧ください。33条は12ページになります。

33条は、内水面における水産動植物の採捕の許可というもので、ここに記されました漁法、四ツ手網から始まっていますが、ここに記された漁法は、福井県の内水面においては、漁業権行使規則、いわゆる漁業権ごとに漁協で定めている漁業者が守る規則、もしくは遊漁規則、遊漁者が守る規則になります。それに基づいて採捕する以外は、許可が必要になるということが書いてあります。

本県の実態で言いますと、四ツ手網やふくろ網によるいさぎの採捕許可というものがあります。

続きまして、第34条になります。34条は14ページから次のページに移って表が載っています。

第34条、禁止期間は魚種別の採捕の禁止期間が載っております。

例えば、先ほど申し上げました9のあゆについてですが、小型魚保護の観点から、全長10センチ以下のあゆは内水面においては終年、1月1日から12月31日まで採捕が禁止されています。川に遡上する前の1月1日から5月31日は、海面と書いてありますが、もちろん括弧書きで除くものもありますが、一般的には海でも採捕が禁止されています。

続きまして、10の全長10センチメートルを超えるあゆについては、細かく分けられていて、まず海面と内水面においては、10センチを超えていたとしても1月1日から5月31日は採捕が禁止になります。6月1日以降は、基本的に採捕の制

限はありません。俗に、あゆ釣り解禁というのが6月からというのがこのためになります。

ただ、遡上稚魚が集まりやすい場所においては、稚魚のたまりやすい時期や集まりやすい時期の採捕を禁止しています。一網打尽にあゆを採捕することがないようにというものです。

また下の項、産卵場所となっているような場所においては、9月1日から11月30日まで、産卵親魚の保護の観点から、10センチ以上のあゆ、つまり親あゆについての採捕が禁止になっています。

今回は、あゆを抜粋して説明しましたが、この条でいう禁止期間は、それぞれの成長段階の資源を守るために設定されているというものになります。

続きまして、35条の2を御覧ください。18ページになります。

35条の2では、内水面における漁具、漁法の制限及び禁止です。効率のいい漁具、危険な漁法、例えば水中に電流を流す漁法、光を使って魚を集める漁法ですが、そういった効率のいい漁具、漁法は、水産資源保護の観点から禁止となっております。

同じような理由で、36条における内水面の部分ですが、網漁具というものは採捕効率が高いという観点から網目や網の大きさに制限を加えて資源を守っていくことになります。

続きまして、37条に移ってください。

37条では、魚種やそのサイズに関係なく、河川ごとに周年採捕を禁止している区域というのを具体的に示しております。障害物や河川の形状から、魚が滞留しやすい場所においても、先ほど伝えていたような産卵期だけ、遡上時期だけを区切る方法では不十分な場所は、具体的には、この37条に挙げられている場所は周年採捕が禁止ということです。

また39条ですと、遡河性魚類の保護のために、河口における採捕の制限や、河川では魚の通路を確保するように漁具を設置しなければならないとなっております。

例えば網漁具を設置するとしても、河川の幅の5分の1以上の魚道を開けなければならないとなっております。

続きまして、41条です。こちらは漁業という観点からはちょっと外れてはしまいます。この条は水産資源保護法が基になっており、例えば河川への工場からの排水や、河川内での工事の際には有害なものが漁場へ遺棄、漏せつしないように手だてをする必要があるということが記されております。

続きまして、第44条になります。試験研究等の適用除外です。

今申し上げたように、この規則では、本来禁止されていること、例えば採捕に関して制限を加えていますが、そういった禁止されている採捕に関する規制を試

験研究や教育といった目的の場合にのみ特別に除外させて採捕を許可するというものです。

例えば、どれだけ稚魚が川に遡上できたかという調査をするには、この規則に書いてあるような網目の大きい漁具を使用しているのは小さい魚は取れませんので、網目が小さい漁具を使用することで、本来であれば採捕できない小さいサイズの魚を採捕できる。そのまま試験研究の材料として採捕した魚を使うというような形になります。

試験研究かどうかは何で確認しているかですが、それは申請書類で判断しております。反復継続性がないこと、また営利性がないことを確認し、長い期間だからだと許可するものではなく、期間を区切って特別に採捕を許可するというものです。

少し条が飛んで、53条まで行ってください。26ページになります。

53条は内水面漁場管理委員会の記載があります。ここでは本委員会の役割や権限を記載しています。漁業法にも明記されていますが、調整規則にも明記することで、この規定における権限を明確にしている形になります。

最後に第6章にある罰則、55条になります。26ページの下からずっと続いております。

通報等によって、河川の場合は警察、海の場合は海上保安部による事情聴取を受け、その後に、現行犯逮捕や取調べを受けて、通常の刑事手続と同じように検察庁に送致されることがあります。その後、起訴もしくは不起訴が決まりますが、この漁業調整規則は直接的な罰則を有するということが、後の本日の協議事項でも説明しますが、内水面の漁場管理委員会もしくは海の海区漁業調整委員会の発令する委員会指示と異なる点になります。

そのため、規則違反は罰則の対象になり得ることが特徴になります。

駆け足になってしまいましたが、漁業調整規則における内水面に関する部分と委員会に関する部分の説明は以上になります。

また、先ほどちょっと説明の中でも申しましたが、漁協で定めて県が認可している漁業権行使規則や遊漁規則、漁協で申し合わせているルールやお願いというのは、この調整規則で設けている様々な規制よりも緩くすることはできません。漁業調整規則が大本の基準になっております。

次に本題に入ります。今回の議題が該当します調整規則の制定もしくは一部改正における様々な手続について説明させていただきます。

手続については、資料1の参考資料となっておりますカラー刷りの漁業調整規則の制定及び改正の流れというものを御覧ください。

今回の委員会では、調整規則の一部改正ということで議題に上げておりますが、調整規則を制定もしくは改正するまで、大まかにこの資料のような流れが必要になります。

まず、調整規則を改正するための理由書や新旧対照表、なぜ今改正が必要なのかを裏づける資料を作成し、水産庁とそれらの内容について協議を行います。これは、後の手続で手戻りがないようにするためです。

また、規則の認可は農林水産大臣が行いますが、規則の制定自体は県であることから、県の法令部局、また罰則を先ほども申し上げましたように設けているということから、地方検察庁とも同様に協議を行い、必要に応じて規則の記載の仕方ですとか表現の方法というのを改めていきます。

各関係者の了承が得られた段階で、国から改正利用書に関しての完成が通知で示されます。

今回は、後の説明にもありますが、全国一律の改正のときは特段不要ですというふうに米印で書いてあります。

基本的には、改正する場合は国からの通知が必要というものです。

そして、漁業法に基づく手続である内水面漁場管理委員会や、海の海区漁業調整委員会に意見を聞く、いわゆる諮問という手続を行います。それぞれの委員会で審議し、改正することが妥当という答えが返された場合に、ようやく事前協議した内容と同じ内容で国に対しての変更認可申請、いわゆる本申請というものを行います。もし、このときに提出する改正理由書が通知を受けた内容と異なる場合には、青色の事前協議からやり直すということになります。例えば、諮問を受けて、改正内容が不適當であると判断した場合は、一旦青に戻るといような形になります。

通知を受けた内容と同じ内容で進めば、この後の流れは1か月ほどで認可が下りて、県で公布、施行というのが大まかな流れです。

川や海は、一つの県で完結するものではなく、県内でも多くの地域にまたがっており、規則も漁業者、一般遊漁者等、不特定多数の方に対しての制限になるため、例えば福井県の調整規則は、福井県だけでなく近隣県に対しても影響をすべからず考慮する必要があるということから、内容の程度にはよりますが、事前協議という青色の段階は、かなりの時間を要します。

前向きの説明がかなり長くなってしまいましたが、本日は、この紙に書いてある手続に基づき、資料1に記載しております3つの内容を、部分的な改正にはなりますが、協議して頂きたいと思います。

資料は、資料1と書かれた福井県漁業調整規則の一部改正についてというA4判の資料に戻ってください。

2 個目の段落の改正の概要です。詳しい内容については後ろのほうについていますが、資料 1 と資料 1 - 2 を併せて御覧ください。

本日は、改正の概要に書いてあります以下の 3 つの部分の改正について、福井県より内水面漁場管理委員会宛てに諮問がありました。知事より、本委員会宛てに諮問ということで、資料 1 - 2 のような諮問になります。

諮問文の朗読は省略させていただきますが、具体的な書き方がどういうふうに変わるのかというのが 2 枚目の新旧対照表になります。

3 つ変えるところがありますので、1 つずつ説明をさせていただきます。

1 つ目が、漁業法及び特定水産物の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正になります。

これは、衛星船位測定送信機と言われる VMS の備え付け及び操業期間中の常時作動を命じられた者、具体的には海の大員許可漁業の漁船が該当しますが、その機械の機能を損なう行為をしてはならないというものです。違法な操業や事故への迅速な対応のため、調整規則においてもこのような改正が求められました。

なお、この部分については、大本の漁業法に規定されているもので、一連の継続や規制の内容を漁業者が適切に理解できるように確認的に記載するというところで、罰則も実はこの部分に関しては、この規則ではなく漁業法の 195 条第 3 条で規定がされております。

続きまして改正の内容 2 つ目、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正になります。

具体的には、懲役及び禁錮というものを廃止して拘禁刑を創設する法律が施行されるため、規則で設けられている罰則の懲役の部分を改正するものです。この部分については、大本の法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行されますので、調整規則における施行日も合わせるようになります。

最後に 3 つ目、文言の適正化ということです。

新旧対照表を見ていただくと分かりやすいですが、例えば改正前においては、第 55 条のところ、(1) (2) (3) のところ、文の最後が「何々した者」「何々に違反した者」と記載されていますが、この部分を「何々したとき」「当該違反行為をした者」という記載に直します。56 条に関しては「者」を「ときは、当該違反行為をした者」という記載に直すというものです。

刑法では、特定の規定がない限り、刑を科されるべき者というのは実際に生きている人間、いわゆる自然人であることが前提となっていますので、処罰を受けるのは法人ではなく実際の行為者であることを明確にするために、改正前のままではそこが明確になっていないという観点から改正後のような記載に直すということです。

この3つの改正点は、全国一律で改正するように水産庁から指導があったもので、この記載の方法についても福井県の法令部局および福井検察庁とも十分に協議し、作成しました。そのため、手続の流れという先ほど見てもらったカラー刷りの資料にあったような水産庁からの通知は不要で、どちらかといったら、このような形、このような方向性で直すべきという指導があったものになります。

この後、審議に入っていただきますが、改正に異論がないという答申がなされた場合には、本申請を行って、早ければ来年度の初め、4月頃が公布、施行になります。

なお、先ほど申しあげました懲役を拘禁刑に改める部分についての施行については、もともとの法律に合わせて令和7年6月1日からになります。

また、補足情報になります。資料1の「今後」という部分を御覧ください。第21期、前期から委員をされていた方は御存じかもしれませんが、以前、この調整規則の一部改正について、事前に情報共有というような形で報告をさせていただきました。今回説明した全国一律の部分に加えて、本県独自で改正を希望している部分、具体的には、規則でいうと第34条関係になります。内水面に関して、アマゴの採捕禁止期間規定の削除、サクラマスを含むヤマメの採捕禁止期間規定の新設と卵の採捕禁止規定の追加、マスの採捕禁止規定の削除、ニジマスを除く卵の採捕禁止規定の削除。海面に関しては、ナマコの採捕禁止規定について魚種による制限の緩和、こういった改正も併せて検討していると説明をさせていただきました。

内水面に関しては、在来種への配慮から、アマゴは令和5年の漁業権の切替えの際に、保護する必要がなくなったということで漁業権魚種を在来種であるヤマメに切り替えましょうという指導もあり、アマゴを漁業権魚種に設定する漁協はなくなりました。

また、産業管理外来種であるニジマスも、積極的に保護する魚種ではないため、漁業権魚種の設定から外れました。

海面にはなりますが、ナマコも、従来からこの規則におけるナマコの定義を流通適正化法における定義と合わせる改正を併せてしたいと御説明させていただきました。しかし、水産庁との事前協議、資料でいうと青色の部分に時間を要しており、今回の3つの全国一律の改正と併せて改正することは見送り、本県の調整規則が適切に運用されるためにも十分に水産庁と協議を重ねて、いつの段階の委員会になるか分かりませんが、今後改めて内水面漁場管理委員会の審議に諮る予定ですので、その点に関しては御了承願います。

長くなりましたが、福井県漁業調整規則の一部改正に係る説明は以上になります。

なお、場合により、水産庁等から文言の体裁について一部修正が入る場合もございますが、改正の趣旨、方針は説明したとおりですので、その場合は担当者に一任させていただくことも併せて御了承ください。

それでは御審議いただき、答申について御協議のほどよろしく願いいたします。

此下会長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、かなり広範囲というか、聞き慣れない言葉もあったかも分かりませんが、御質問ありますでしょうか。

埴田委員：漁業調整規則の1番について、内水面はあまり関係ないかもしれませんが…。改正内容の中で、当該電子機器等の常時作動を命じられた者は云々とありますが、例えば命じられた者が切ってしまうという行為を規制するという意味合いがあるのでしょうか。本当はずっとつけていなければいけないのに、それをわざと切って、どこで操業しているか分からなくするという感じのものなのでしょうか。

事務局：基本的にずっと常時作動していなければいけません…。具体的には、国かがこれを設置しなさいと、大臣許可の漁船に設置していますが、例えば電波を飛ばしたくないから、電源はつけているけどアルミホイルで回りを巻いて電波をうまく飛ばせないようにするとか、電波の受信を阻害するような行為です。電源を切る・切らないではなく、絶対電源は点いている状態が前提で、その運用を阻害するような行為です。

埴田委員：だから漁業者に対しての罰則みたいな。

事務局：そうです。

埴田委員：分かりました。ありがとうございます。

事務局：基本は電源が切れないようになっているので。

埴田委員：そうですか。

此下会長：そのほかに、何か御質問等ありますでしょうか。

特にないようですので、事務局より説明がありました福井県漁業調整規則の一部改正につきまして、文言の軽微な修正が生じる可能性はありますが、改正内容に異議なしとして県へ答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

此下会長：ありがとうございました。

#### ・コイの取扱いの制限に関する委員会指示について

此下会長：続きまして、協議事項のほうに移ります。

コイの取扱いの制限に関する委員会指示について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：次は、資料2になります。資料2と書かれている資料が、A4の裏表のものと、資料2-2、資料2-3、福井県のKHV発生状況ということで、カラーの地図みたいなものがついています。こちらの4枚を使用しますので、お手元の資料の確認をよろしくお願いします。

次第のほうでは、コイの取扱いの制限に関する委員会指示についてとなっておりますが、また先ほどの説明と同じように、まず委員会指示とは何なのかということを中心に説明させていただきたいと思います。資料2を御覧ください。資料2の裏には、関係する法律の抜粋が載っております。

委員会指示、ここで言う内水面漁場管理委員会指示が今回は該当しますが、委員会指示とは、漁業法120条に基づいて、内水面漁場管理委員会もしくは海区漁業調整委員会が水産動植物の繁殖、保護、適切な漁業権・入漁権の行使、漁場紛争の防止・解決など漁業調整を目的にしまして、関係者に対して、水産動植物の採捕に関して制限ですとか禁止、また漁業者の数に関する制限ですとか漁場の使用に関する制限、その他必要な指示をすることができるとされています。

今申し上げました関係者というのは、漁業者はもちろんですが、漁業者、漁業従事者に限らず、指示の適用を受ける全ての方を指しますので、遊漁者、一般に遊漁券も買わずにただ採捕をしている人、そういった方も全て関係する人、漁業者も遊漁者もみんな、関係すればみんなに適用されるというようなものです。

例えば、ある漁法をする場合は、資源への影響を考慮して漁業者の数を制限する。例えば頭数を20人だけにしますとか、この水域ではこの漁法は禁止しますといった内容です。内水面だとあまりないですが、友釣りはいいけど網は駄目ですとか、そういった何かしらの理由があって、資源への影響を考慮して、こういったことは禁止しますというような制限をすることができるといったものです。

また、先ほど私のほうから説明させていただきました漁業調整規則というものとは異なり、この委員会指示自体には罰則というものは設けておりません。ただし、委員会指示に違反して、委員会指示に従うように命じた知事の命令に違反した場合には罰則が適用される場合があります。

さらに、この指示の発令の時期です。委員会が必要と認めるときとされていますので、委員会にその権限が与えられています。したがって、調整規則の説明でカラー刷りの資料で見ただいたと思うんですが、段階を踏むような多くの手続は不要です。その理由というものが、委員会指示が緊急的で補完的な役割というものを果たしており、例えば、今抱える状況を改善することが急務であるからです。

逆を言えば、期間を決めて随時見直し、状況の改善が見られれば、指示が不要とみなして指示を取り下げるということのもあるかもしれません。

また、委員会指示で長く規制していた内容に永久的な意味を持たせるなら、例えばですが調整規則に明記する、規則化する、全ての遊漁規則、行使規則に書くなど、いろいろな方法があるかもしれません。

現在、福井県の内水面漁場管理委員会で発令している指示は2つになります。

一つは、本日協議いただくコイの取扱いの制限に関する委員会指示及び告示。もう一つは、コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示。具体的にはコクチバスの再放流を禁止する委員会指示。この2つが現在発令しているものです。

本題に入りますので、資料2-2を御覧ください。

コイの取扱いの制限に関する委員会指示の概要を説明します。

本指示は、コイヘルペスウイルスの蔓延防止のために発令しており、その指示の期間というものが令和7年3月31日までとなっておりますので、来年度の措置について御協議いただくというものです。

コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイにのみ発生する病気です。発病すると、行動が緩慢になり、餌を食べなくなりますが、目立った外部症状は少なく、えらの退色や、びらん、ただれなどが見られます。幼魚から成魚まで発生し、死亡率の高い病気です。現在、コイヘルペス病に対する有効な治療法はありません。

コイヘルペスウイルスは、感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染しますが、コイ以外の魚や人には感染しません。そのため感染したコイやコイヘルペスウイルスが発生した池や湖の魚を食べても、影響はありません。

参考地図を御覧ください。

福井県の水系を示した地図になります。福井県は、平成16年に早瀬川水系でコイヘルペスウイルスが確認されて以降、九頭竜川水系、大聖寺川水系でも確認され、既発生水域として設定し、現在に至るまで委員会指示によりコイの移動制限というのを継続しております。ここでいう赤色の部分が既発生水域としている部分になります。逆に黄色の部分は、そういったウイルスが発生していないということです。

資料は2-2に戻ってください。

2、全国の河川・湖沼におけるKHVの蔓延状況になります。

全国の状況は、農林水産省の発表によりますと、令和6年1月から12月の間は、14の道府県において23事例のKHVの陽性が確認されました。ここで注意すべきなのは、既にこの病気が発生している水域も含まれており、多くのコイがウイルスを保有していて、いわゆるワクチンを打っているような状態、この病気の発生が抑制されているような状態ということです。

そういう状況にもかかわらず、天然水域でも養殖場でも、いまだにへい死が完全に収束していません。例えば、運搬や過密飼育、水温の変化といったストレス

が原因でコイが何らかの体調不良になって、コイ自身の免疫力が低下すると、ウイルスが活性化してしまって、コイヘルペスウイルス病の発病につながってしまう可能性が高いということです。

また、未発生水域にこのウイルスが侵入した場合は、今いう既発生水域のように既にウイルスを持っている状態にはないため、抑制されている状態にはありませんので、逆を言えば大量へい死の可能性というものも十分にあります。

そのため、3の国の対応にはなりますが、国はコイヘルペス病防疫指針というものを作成し、既発生水域のコイの移動を基本的に禁止しています。具体的には、観賞用や増殖用の種苗として持ち出したり放流したりすることは禁止です。ただし食用に限っては、移動元、移動先の都道府県が移動の可否を確認することで例外的に可能となっております。

ただ、コイは内水面漁業において重要な産業の対象業種であり、本病の発生から20年も経過していることから、国における試験研究機関の成果や各都道府県での発生状況も踏まえて、コイ資源の再生及び利活用のためにも、今説明した制限が解除できないかを、委員会の全国組織である全国内水面漁場管理委員会連合会においても、年に一度の要望活動へ強く働きかけを行っています。特に来年度の要望、令和7年度については、現状、今のコイヘルペスウイルス病を取り巻く現状の共有、すなわち今解除に向けたどのような段階で、どのようなことがクリアできれば解除になるのかを強い形の要望する予定です。

この要望は10月の委員会で協議させて頂き、田辺委員からも沢山のアドバイスを受けて、福井県で内容をかなり修正したものを提案し、次年度要望として採用いただいたところです。

また、各都道府県も委員会指示や文書において、移動の制限を指示、指導しています。

来年度、国から私たちがした要望に対してどのような回答があるかは、まだ現時点では分かりませんので、引き続き同じ内容で指示を発令し、本県における防疫を行っていきたいと考えております。

指示の文例については、資料2-3になります。

指示の内容と、下の告示というものが水系を示しているものになります。また、ここに書いてある文面を分かりやすく図で表したものが資料2-2の裏、6番委員会指示の概要で、①持ち出しの規制、②放流の規制というふうになっておりますが、水域別にコイヘルペスウイルス病が発生している水域か、それ以外の水域かという、そういったもので食用の目的とそれ以外の目的における持ち出しと放流の規制を記載しています。

同一水域内での増殖目的による持ち出し、具体的な事例で言いますと、三方五湖の漁協において、湖でコイの親魚を捕まえて、湖の横の湖の水を取水する田ん

ぼで、採卵・ふ化させて、稚魚になってそのまま放流するというような取組をやっていますが、他の地域からのコイを入れずにそこだけで循環するというような生態系を守るために実施している活動で、ほかの水域に出るものではないので、本当に平たく言うとキャッチアンドリリースみたいな扱いに含まれるため、禁止はしていません。

ただ、水域を出てしまう増殖行為は、第5種共同漁業権に基づく増殖が該当しますが、他の養殖場から持ってきてコイを放流することは、大量へい死の可能性が十分にあるため禁止しております。そのため、今言いましたような稚魚放流は、この指示に基づいて、皆さんにはしないでくださいというような規制をしているところです。

説明は以上になります。

コイの取扱いの制限に関する委員会指示の継続発令について、御協議をよろしくお願いします。

此下会長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、これについて御質問はありますでしょうか。

橋本委員：発生状況の一覧ですけれども、遊漁者代表として、図表で非常に分かりやすく良いと思います。確認ですが、既発生水域と未発生水域、もう陰性確認水域は福井県ではなくなってしまうということは明白ですけれども、既発生水域にはウイルスのキャリアのコイがいるという認識と、あと未発生水域にはキャリアのコイもいないという認識でよろしいでしょうか。

事務局：認識はそのとおりです。赤色の既発生水域は、福井県だと全然コイのへい死は出ていませんが、例えば検査すればウイルスを持っているような状況になります。逆に黄色の部分は、そういったコイが入ってくる前に、こういった委員会指示を出して入ってこないようにしていますので、いわゆる持っていないから未発生というような扱いです。

橋本委員：そういうことですね。例えば、釣り人の人たちにこういうのを見せて、実際には、キャリアとかというほうが何となくイメージとしては分かりますよね。コロナとかの時代を経過したので。説明として、キャリアもいないエリアとか、そういう形で補足を入れてもらえると、イメージがついて、絶対ほかのところに出さないようにとか入れないようにという認識ができるので良いかなと思いました。このままではちょっと分かりにくかったかなと思ったので。

事務局：すみません。この地図自体、実はホームページでも載せていなくて。これは委員会で、分かりやすいかなと思って添付しただけでして…。

橋本委員：ありがとうございます。こういうのがあった場合に、移動したりとかという形の指標になるかなと思ったので。

事務局：地図の公表についても、作成には、内水面の試験研究機関である内水面総合センターにもかなり御協力をいただいているので、どこまで見せるかも協議して、多分あったほうが分かりやすいという意見があったということで、共有させてもらおうと思います。

橋本委員：はい。もしよろしければ、また御一考いただければと思います。

此下会長：貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかに何かこれについて御質問ありませんでしょうか。

ほかにないようですので、引き続き、来年度も委員会指示を継続することに異議なしでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

此下会長：ありがとうございました。

#### ・コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示におけるコクチバスの処分案の変更について

此下会長：最後に、報告事項になります。

コクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示におけるコクチバスの処分案の変更について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局：資料3を御覧ください。

先ほどの協議事項と同じく、こちらも委員会指示について報告します。先ほど申し上げたようにコクチバスの取扱いの制限に関する委員会指示を発令はしている状況ですが、施行は4月1日でまだ少し先になります。経緯も含めて、今まで説明していた内容と少し変わってしまった部分があるので、情報の共有をさせて下さい。

コクチバスの生息域や漁業被害の拡大を防ぐために、河川や湖沼におけるコクチバスの再放流、いわゆるキャッチアンドリリースを禁止する委員会指示を、関係機関と協議の上、令和6年9月24日に発令し、今申し上げましたように令和7年4月1日から施行ということで、今は指示の周知に努めているということでございます。

漁協の駆除活動に遊漁者も協力してもらい、福井県ではコクチバスを増やさないという姿勢を示すような指示になっております。

指示の内容は、ここに書いてあるとおり、第6号の2になります。4月1日から1年間指示を発令する。指示の期間としております。

今まではその場でリリースしていたコクチバスを、基本的には海の釣りと同じように持って帰ってもらい、地元の自治体のルールに従って処分してもらうということを想定しております。

しかし、どうしても持ち帰ることができない、例えば県外の遊漁者に対して、どのような措置を行えばこの指示を守ってもらえるか。具体的に言うと、九頭竜湖におけるコクチバス釣りを想定しておりますので、大野市役所と、どのような方法であればそういった措置が可能かを協議し、本来であれば1尾単位で費用が発生するところを、遊漁者個人で指定のごみ袋を購入し、一番小さいサイズに入る量であれば、その袋単位で有料にはなりますが、大野・勝山地区の広域行政事務組合廃棄物施設のビュークリーンというところですけども、ここに持ち込んでいただければ処分できるよというところまで御提案いただいたところで

す。

コクチバスばかり大量に処分する場合は、燃えるごみという範疇を超えて小動物の処分というカテゴリーになり、それを燃やす焼却炉ですとか、その運用のルールが燃えるごみと異なるためですというふうな説明を受けておりました。

こういった措置案をいただいたおかげというか、そういった措置案もありますよということで、委員会指示の発令に向けて皆さんで協議させていただいたところ

です。

昨年の12月に、その方法の運用が難しいというふうにも大野市役所から連絡がありまして、再度ビュークリーンおくえつ関係者で協議を行い、コクチバスを持ち帰ることができない場合は、大野市及び勝山市に住所を有する個人もしくは漁協、団体が取りまとめて、施設に事前連絡を行った上で持ち込んで処分をする。すなわち当該地域、大野・勝山地区に住所を有しない採捕者本人の持ち込みというものが不可能となってしまいました。

また、焼却炉の運用の面から、持ち込みは1週間に1袋で10キロ以内、1人当たり。処分費用も同じくかかるということです。ただ、持ち込みをするのが漁協のような団体である場合は、1人というカウントはせずに上限の数量を引き上げていければなど。それを検討しているということです。

従来御説明していた処分案と、かなり変わってはしまいますが、市役所もこういった前例もないことで、どれだけ持ち込まれるか分からない中で、こういった処分案を変更後も提示いただいたということがありますので、まずは一番の関係漁協である奥越漁協さんと相談しまして、取りあえずはまずはこのやり方でやってみよう。そこで生じた問題というのは、その都度、関係者で集まって解決していこうということになりました。

今後は、まずは今年度中に、今手続をしていますが、コクチバスの生息が確認された漁協のオンライン遊漁券販売システム、FISHPASSですけども、

そこにバナー広告を掲載して、遊漁券を購入する前に指示を必ず確認できるような環境を整えます。また一部の漁協さんには漁協のホームページに載せるのもいいよというふうに言っていただきました。

また、これは天谷委員に大変ご協力していただきますが、少しでも遊技者の意識をコクチバスを釣るだけじゃなくて持って帰るほうに転換させるために、新たなレシピの開発、お披露目会なんかも計画しております。

今後というところにもありますが、5月頃には指示発令後、4月に指示が発令しますので、指示が発令して約1か月ちょっとたった、釣り人さんが入ったタイミングにもなりますので、ゴールデンウィーク明けかもうちょっと後になるかなと思います。指示発令後の影響を把握するための現地視察や意見交換会、第2回になります。開催しまして、指示の遵守状況ですとか処分の状況、例えば、こういった指示が発令されてからコクチバスの不法投棄が増えたですとか、道駅のゴミ箱に捨てられていたというような意見とか、逆にみんなが持って帰ってくれたとか、袋を欲しがっていたなど、そんな状況を共有して、また処分案を改善していければなというふうに思っています。

かなり方向転換にはなってしまいましたが、情報の共有です。

報告は以上になります。

此下会長：事務局から説明がありましたが、これについて御質問ありますでしょうか。

橋本委員：何度も申し訳ないです。

これって処分案の変更ということですけど、コクチバスを持ち帰るということですが、生きているのか死んでいるのかどっちでしょうか。

事務局：死んだ状態でなければ駄目です。特定外来種なので。海も食べる場合は、多分クーラーボックスとかを持ってきて氷詰めにして持って帰る。もしくは袋の中で空気を抜いて持って帰ることになります。生きたままは禁止です。

橋本委員：生体で持ち帰ることは禁止という形の指示は、入っていましたっけ。

事務局：これは指示じゃなくて、そもそもの外来生物法でもう禁止となっていますので。法律で大きい罰則を設けているので、委員会指示では逆にそこは出さなくても問題ないです。法律で罰せられます。

橋本委員：大丈夫ということですね。それがちょっと心配だったのと、処理費用2,100円とかいうやつがあるじゃないですか。これって、私よく聞いてなかったのかもしれないけれども、どなたが払うのですか。

事務局：これは、大野とか勝山に住所がある遊漁者だったら、その人が多分個人で持って行って個人で払いますし、漁協さんが取りまとめてやってあげるよと言った漁協に支払います。

橋本委員：遊漁者が処分のために、お金をさらに追加で払うということですか。

事務局：だから、多分それは皆さんしないのではないかと思います。

橋本委員：なかなか厳しいですね。

事務局：あくまでも、これは持って帰れない人のための本当に最後の手段というか。

橋本委員：だから持って帰ろうねということという認識ですね。

事務局：そうです。これを大々的に出すつもりもないですし、奥越漁協さんも、「こっちに持ってきてね」なんて言うつもりはないけれど、困っていて不法投棄されるぐらいなら、言ってくれば持って行ってあげるよという趣旨です。ただ、普通に燃えるごみではないらしいので、そこは譲れないので。

橋本委員：分かりました。

事務局：ただ、地元の自治体に持って帰って、例えばぶつ切りにして捨てるなりすれば、燃えるごみは燃えるごみなので。ちょっとそこが、かなりグレーなところですけど。

橋本委員：なるほど。分かりました。

事務局：燃えるごみじゃないは、ずっと変わってないです。ずっと燃えるごみじゃない、小動物だというのは、大野市さんは変わってないです。

橋本委員：そうですね。ちょっとその辺りがなかなか難しいですね。

事務局：あくまでも持って帰ってもらうためです。

橋本委員：それがバックグラウンドにあるということですよ。

事務局：ただ、どうしても持って帰れなくて不法投棄するぞと言われたときに、いや、処分できなくはないですよという。

橋本委員：お金これだけかかるよ、じゃ持って帰ろうかなという感じですか。

事務局：そうですね。

橋本委員：そういう思惑があるということですね。よく分かりました。ありがとうございます。どうしても釣り師側の立場に立って考えてしまうので。遊漁者代表としては。

ただ、そういう思惑があるということであれば納得するかなというところですかね。ありがとうございます。

事務局：捨てられないとは言っていないみたいな形です。

橋本委員：そうですね。分かりました。ありがとうございます。

中川委員：一ついいですか。

この処分案は個人的な文言だと思いますが、この処分の中に、持ち込み者が漁協と書いてあります。これは周知徹底を図る上で、例えば個人じゃなく、漁協に持って行ってくれとか、内水面総合センターに持って行ってくれとか、そういうことは考えているわけですか。

事務局：内水面総合センターに持っていける場所にいる人は、内水面総合センターに持って行ってもらったほうが、お金もかからないし、内水面総合センターもサンプルになるので一番ありがたいんです。例えば、九頭竜湖でコクチバス釣りする人

は、県外の方もいらっしゃる、そこまで行けないけど自分の家にまで持って帰って捨てたくないといった人がいた場合に、個人で持っていくことは、その人は多分住所が収集可能エリアではないのでできない。そうなったら漁協に頼むしかないです。大野とか勝山に住所がある個人の方だったら、内水面総合センターに持っていか漁協にお願いするか、どちらも手間かかるんだったら、ある意味その人は捨てる権利を持っているので、個人で持っていける、いわゆるみんなが使えるごみ捨てという意味では、それを強要することは大野・勝山にいる人にはちよっと言えないかなというのがある。

中川委員：じゃ、その文言の掲示の仕方をちょっと考えてほしいなと思って。うちの漁協なんかでも土日は休みだし、そういうところに漁協という名前が出たら、漁協の目の前に置いておけばいいじゃないかとか。そうすると生き物ですから腐る場合もあるし、その文言の掲示の仕方を、個人で処分してほしいとか、そういうところをうまく掲示してもらえんかなというように思いますけれども。

事務局：ありがとうございます。同じことを実は奥越漁協の嶋田組合長も言っていて、一応連絡先として、ホームページなりSNSで、この指示を出す上で、本当に処分できなくなったら漁協に連絡してねとは書いているけど、漁協の人がいつも常駐しているわけじゃないので、それが重なったら、やっぱりやり方を考えたいなというのは言っていました。もちろん5月にみんなでも現地視察と意見交換会をするので、多分、最初の1か月だけでもかなり状況が分かるかなと思うので。もちろん今、中川委員に言われたことも一緒に、その協議の場へ上げさせていただきたいなと思います。

中川委員：お願いします。

此下会長：そのほかございますか。

天谷委員：この委員会指示と持ち帰りのことを釣り人に告知するというのは、もう考えられていますか。最初、立て看板を立てるとかという話もあったと思うのですが、FISHPASSだけ。

事務局：FISHPASSと、あとホームページです。看板は、簡単に立てられない状況が続いていますので。あとは、奥越漁協さんが今はちょっとオフシーズンなので言えてないみたいですけど、直接言ってくれるそうです、遊漁券購入者には。県もホームページで、もうちょっとここを詳しく言いたいなとは思っています。今のホームページだと、簡単過ぎるので、処分についてはもう少し記載を加えようかなと思います。

安達委員：委員会指示で、例えば海の場合だと、散々苦勞させられたけど、例えば若越とかで現場に行くと、直接マイクで呼びかけたりしました。チラシまでは配ってなかったかもしれんけど、最初は配ったけどね。だからそういうことは海の場合だとできるけど、船もあるし。この場合、例えば内水面センターとの協力で、ボー

トで配って歩くというようなことはできないですか。ビラの配布って、別に船をつける危険ないので、長いたもでどうぞと渡す分には、多分安全にできるかなと思う。

事務局：今まで案として、それを考えたことがなかったので、すみません。

安達委員：要は、来た人に直接知らせるのが一番早いので。

事務局：そうですね。

安達委員：例えばコクチバスも、また今年もやるのか知らんけれども、一斉駆除の際にでも、追いつけるかどうかは分からないけれども。そういうことも考えてみてほしいかなと思う。それだけやってくれという調査もあるし、大変なので。

事務局：調査のタイミングで会ったときに、例えばチラシを渡すとか、直接お話ししてもらおうのはできると思うので。

安達委員：多分それはできるかなと思います。

事務局：はい、相談してみます。

安達委員：あと、ボートを降ろすところとか、そういうところで渡せるタイミングがあればいいかなと思う。また検討してください。

事務局：はい、ありがとうございます。

此下会長：そのほかありますか。

それでは、その他の事項に移ります。

ご発言されたい方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和7年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会  
会 長

議事録署名員  
委 員

委 員